

廃棄物処理施設財産処分完了報告書

- 1 財産処分の種類 (該当するものに○)
 (転用 (目的外使用:) 有償譲渡 交換 有償貸付 取壊し又は廃棄)

2 財産処分の概要

①事業者		②施設名		③所在地	
④施設(設備)種別		⑤処理能力及び方式		⑥設置年月日	
⑦補助金等相当額 (処分に係る部分の額)		⑧補助金等交付額全体		⑨総事業費	
円		円		円	
⑩補助金等交付年度	⑪処分制限期間	⑫経過年数	⑬稼働停止年月日		
年度	年	年			
⑭処分の内容				⑮処分年月日	
⑯評価額	⑰評価額の算出方法 (該当するものに○)			⑱解体費	
円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			円	
⑲処理した廃棄物の種類及び処理量			⑳処理期間		
○○○ t / 日 ○○○ t / 日 (総処量 t)			開始 令和 年 月 日 終了 令和 年 月 日 (年 ヶ月)		

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料 (参考となる資料)

(記入要領)

1 財産処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 財産処分の概要

(1) 「④施設(設備)種別」欄は、対象施設(設備)名又は事業に係る施設(設備)名を記載すること。

(2) 「⑭処分の内容」欄は、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(3) 「⑯評価額」欄は、減価償却後の額を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄は、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

(4) ⑱の欄は、取壊しの場合のみ記載すること。

(5) ⑲及び⑳の欄は、転用(目的外の使用)の場合のみ記載すること。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、財産処分に伴い用途を変更する場合には、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

添付書類

(1) 施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) 返還金が生じる場合には、評価額・解体費対比表や売り払い収入等の契約書や返還金調書を添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところ御礼申し上げます。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。

については、廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工を確保するため、下記の事項に十分な配慮をするとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

記

1 スライド条項の適切な設定及び協議の実施について

契約後の資材や労務費の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申出があった場合には、必要に応じて他事業における対応事例等も参考としつつ、適切に協議に応じること等により、プラント工事部分も含め、資材単価や労務費の状況に応じた適切な対応を図ること。

2 適正な工期の設定について

資材等の納期の実態を踏まえた適正な工期確保の観点に加え、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規定について、現在は適用対象外とされている建設業においても、猶予期間後（2024年4月1日以降）から適用されることも踏まえ、公共工事標準請負契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申

出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた適切な対応を図ること。

3 予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させること。また、積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

4 その他

現在、多くの一般廃棄物処理施設が老朽化等により更新時期を迎えていることから、循環型社会形成推進交付金等に対する要望額が令和5年度以降大きく増加している状況にあることを踏まえ、「事業開始時期の後ろ倒し」、「事業実施期間の延長」、などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

5 参考情報

公共工事の円滑な施行確保については、国土交通省において、以下のとおり各都道府県等に対して通知を発出しているので参考とされたい。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付け国不建第54号）

また、建設工事における適正な工期設定等については、国土交通省HPにおいて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が公表されているので参考とされたい。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html)

環循適発第 1906041 号
環水大水発第 1906041 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
水・大気環境局
水環境課海洋環境室長
(公 印 省 略)

漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

環境適第 2305011 号
環境規第 2305015 号
環境施第 2305011 号
令和 5 年 5 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様日々御尽力いただいていたことに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）や業種別ガイドラインに沿って対応いただいていたところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、本年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることとなった。

これを受け、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の取扱い等について整理したので、貴職におかれては下記の事項について御了知の上で、貴管内市町村、廃棄物処理業者及び排出事業者へ周知いただき、円滑な廃棄物処理の実施に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 各種ガイドラインの取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに合わせて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなる旨が別添のとおり示された。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更される本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなる。

また、これを受け、環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」については、本年5月8日以降、政府として一律に実践を求めるものではなくなるものの、これらガイドラインの内容は廃棄物処理に関係する各主体が感染症対策に取り組む上で有用であると考えられることから、今後も引き続き御活用いただきたい。特に、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、災害への平時の備えとしても重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。

なお、別添「(3) 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応」にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後においても、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対策を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があるとされているので、御承知おきいただきたい。

第2 通知及び事務連絡の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせて、廃棄物処理施設の点検及び機能検査の頻度についての特例やポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出について整理した以下の通知は廃止する。

- ・ 廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について
(通知) (令和2年4月10日付け環循適発第2004102号・環循規発第2004101号
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）（令和2年4月28日付け環循施発第2004282号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）

新型コロナウイルス感染症に関するその他の通知及び事務連絡については、5類感染症への変更を受け、日常における基本的な感染対策については主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることを踏まえて適用されたい。また、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。あわせて、電子メール等を利用した書類の提出の活用を始めとする書類の提出等に関する柔軟な対応等についても引き続き推進されたい。

第3 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第7条の8第1項第7号及び同条第3項においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定しているが、当該条項は新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管の場合に限って適用されるものであるところ、5類感染症は同号の新型インフルエンザ等に含まれない。

したがって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることにより、廃掃法施行規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項の適用がなくなることに留意されたい。

環循適発第 2302031 号
環循規発第 2302031 号
令和 5 年 2 月 3 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物について、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可は要しないとされている（法第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに及び第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書）。また、事業者が、その一般廃棄物又は産業廃棄物の処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされており（法第 6 条の 2 第 6 項及び第 12 条第 5 項）、この場合には、産業廃棄物管理票の交付を要しないとされている（法第 12 条の 3 第 1 項）。

このことは、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であ

っても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要であることに留意されたい。

なお、法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において周知しているが、専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについても上記の法の内容を踏まえ、適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物については、先日、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 3 日付け環循適発第 2302031 号・環循規発第 2302031 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「通知」という。）を発出したところですが、通知の趣旨等について問合せがあったことから、以下のとおり補足します。

今般通知を発出した背景としては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者が、それ以外の廃棄物の処理に係る廃棄物処理業の許可を取得する場合に、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理についても一律に許可を必要とするなど、法の規定と異なる運用がなされている事例を把握したことから、解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の法解釈を変更するものではありません。

そもそも、「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）にあるとおり、廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であり、廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものです。

このうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整 43 号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためです。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

以上の趣旨を踏まえ、許可制度の適切な運用をお願いいたします。